

校則改訂の手順

手順

- 職員・生徒会・PTA等の意見 → 生徒指導部で検討 → 運営委員会に案の報告
→ 生徒指導部から学年会・分掌会で職員に提案・相談 → 意見を集約し生徒指導部で仮設定
→ 運営委員会に提案 → 職員会議に提案 → 生徒、保護者に提示し意見受付期間を設定
(検討すべき意見が出た場合) →
→ 実施または試行

校則

生徒心得

常に岡崎東高等学校生徒としての誇りと自覚を持ち、本校の教育方針に従い、職員生徒一体となって良い校風の樹立に努力しよう。

下記の生徒心得は、私たちの守るべき最低限の規範です。よく守り、常に高校生の模範として行動できるよう心掛けよう。

1 学習

- (1) 勉学を中心とした生活確立し、毎日予習復習に取り組む。
- (2) 授業中は、その教科・科目の学習に専念する。
- (3) 授業中の教室の出入りは、教科担任の許可を得る。
- (4) 課題等の提出物は定められた期日までに提出する。

2 校内生活

- (1) 登校・下校の時刻を厳守する。
- (2) 授業中は、その教科・科目の学習に専念する。
- (3) 自転車等は必ず所定の位置に施錠（2箇所）して置く。
- (4) 始業時から終業時まで、校外に出ることを認めない。やむを得ない時は、許可を得る。（担任を通して生徒指導部に許可を得る。）
- (5) 昼食は昼食時間に各自の教室でとる。（できるだけ弁当を持参する。）
- (6) 必要以外の金銭・貴重品は持たないようにし、その管理には十分注意する。（教室移動の時には身につける。）
- (7) 授業や行事等で教室に生徒が不在になる時は、貴重品管理、盗難防止のため教室を施錠する。
- (8) 万一貴重品を紛失したり盗難にあった時は、直ちに担任を通して生徒指導部に届け出る。
- (9) 物品の貸借はしない。
- (10) 学校へは教科用具以外の娯楽用具は持ち込まない。
- (11) 所持品には記名する。
- (12) 下履と上履を区別して使用する。
- (13) 施設設備等を大切に扱い、みだりに使用することを禁止する。破損した時は直ちに担任又は施設等の管理者に申し出る。
- (14) 自動販売機の利用は所定の時間を守り、衛生的に取り扱う。また、空き缶は所定の空き缶入れに入れる。
- (15) 校内における政治活動については行わないことを原則とする。

3 校外生活

- (1) 無断外出・外泊は禁止する。また、深夜 11 時以降の外出は補導の対象になるので避ける。
- (2) アルバイトは禁止である。特別の事情のある者は申し出る。
- (3) 卒業まで運転免許証を取ることは禁止する。ただし、就職内定者に対しては配慮する。
- (4) 本校を代表して対外試合又は行事等に参加する時の服装は、引率者の指示に従う。
- (5) 風紀上好ましくない遊技場・飲食店に立ち入らない。
- (6) 常に身分証カードを携帯する。

4 出欠など

- (1) 欠席・遅刻について
 - ア 欠席する場合、事前に保護者から電話等で連絡を入れてもらう。
 - イ やむなく遅刻した時は、職員室で入室許可証に必要事項を記入の上、教室に持参する。
- (2) 公欠について
 - 部活動の公式試合、その他学校を代表する大会等に参加するため、校長の承認を得て学校を欠席する場合は公欠となる。その場合、部活動顧問、担当教員を通じて担任に連絡する。
- (3) 忌引について
 - ア 父母死亡の場合は、7 日以内
 - イ 祖父母、兄弟姉妹の死亡の場合は、3 日以内
 - ウ 曾祖父母、叔伯父、叔伯母の死亡の場合は、1 日
 - エ 父母法要の場合は 1 日
 - オ 以上に準ずるものとして校長が認めた場合
 - カ 葬儀等で遠隔地におもむく必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。
- (4) 本人が感染症にかかった時はただちに連絡する。この場合、出席停止となり欠席としては扱わない。

5 その他

- (1) 悩みごとや困っていることがある者は、一人で考え込まないで積極的に担任、その他の先生に相談する。
又、人に知られたくないような悩みがある場合は下記の「こころの電話」等を利用する。
- (2) パンフレット等の配布・放送等は、担任又は顧問を通して生徒指導主事に届け出て許可を得る。
- (3) ポスターやパンフレット等の掲示は、担任又は顧問を通して生徒指導主事に届け出て許可を得る。
認印を受けた後、所定の場所に掲示する。

こころの電話

“きみの悩み”は

052-261-9671へ

相談のできる時間

午前10時から午後10時まで

(年末年始を除く)

貸与タブレットに関する使用規定について

禁止されている事項

- ・貸与物品の人への貸し借り
- ・学習活動以外への使用
- ・貸与物品の売却、廃棄又は故意の破損
- ・教員の許可・指示のない使用

違反した生徒に関しては、段階的指導を「携帯電話等に関わる指導について」と併せて行う。

BYOD・CYODに関する使用規定について

※ 貸与されたタブレット PC があるため、校内では原則として個人の携帯機器の使用は行わない。

1 使用上の基本ルール

- (1) 基本的には校内では使用禁止で、電源は切っておく。授業で許可があった場合のみ使用できる。
- (2) 使用は校内での教育活動に限る。
- (3) 使用するときは、音が鳴らないよう（サイレントモード設定）にしておく。
- (4) 学校の電気を使って充電しない。
- (5) 使用するときでも無許可の写真・動画撮影や録音は禁止する。
- (6) 学習した内容等を SNS に載せることは禁止する。

2 授業での注意事項

- (1) 授業内容に関係ない場面で使用しない。
- (2) 授業で指示された以外のことに使わない。
- (3) 使用を許可されている授業では、机上の見えるところに置く。

3 放課、昼休み、授業後

- (1) 授業中以外では使用できない。
- (2) 授業後に使用許可が必要な場合は教員へ申し出る。
- (3) 使用許可が出た場合、使用できる場所は決められた場所に限る。

4 定期考査・課題テスト

- (1) 考査では使用しないので、電源を切って鞆の中へ入れる。
- (2) 教室へ持ち込んだ場合や試験中に使用した場合は不正行為とみなす。
- (3) 廊下で鳴った場合は生徒指導の対象となる。

5 その他

- (1) 基本的には従来 of 携帯電話等に関するルールに従う。
- (2) 盗難や紛失に注意する。
- (3) 他人の悪口、誹謗・中傷、いじめにつながるような行為は絶対しない。
- (4) 以上のことについて、守られない場合は段階的指導を行う。

身だしなみについて

高校生らしい身だしなみは、落ち着いた学校生活を送るために重要である。したがって本校生徒の身だしなみについて次のように規定する。

1 服装規定

通常期間

(ア)ブレザー、ベスト、スカートまたはズボン(本校指定)

※ブレザーには必ず校章をつけること

(イ)「長袖シャツ」または「半袖シャツ」(本校指定)

※ただし、ブレザー着用時は必ず長袖シャツを着用する。

(ウ)ネクタイ(本校指定)

※オプションのリボン(本校指定)でも可。

ただし、式典時(入学式、始業式、終業式、卒業式)のリボンは禁止。

※ネクタイ(リボン)着用時は第一ボタンを留める。

※半袖シャツ着用時は、ネクタイ・リボンはつけない。

(エ)黒、紺のソックス

※くるぶしの見える丈の短いものは禁止とする。

【気温に対応した着こなし】

トップスは気温に応じて着こなしを選択できる。

着こなし パターン	①	②	③	④	⑤
ブレザー	○			×	×
ベスト	○	○		○	
長袖	○	○	○		
袖タイ	○	○	○	×	×
半袖				○	○

さわやか期間(5月1日～10月31日)

長袖シャツでもネクタイを着用せずに第一ボタンを外すことができる。

(期間は、上記の期間をもとに、実際の気候、気温に合わせ、期間を延長することもある。)

防寒着

必要に応じて、ブレザー着用時は以下の(ア)～(エ)を着用しても良い。

ただし、(ウ)、(エ)は指示のない場合は登下校時に限る。

(ア)本校指定のセーター

(イ)防寒用ストッキング・タイツは、無地の黒・紺またはベージュとする。

(ウ)マフラー、手袋

(エ)その他の防寒着

(エ)についての規定は、9月中旬に教室掲示する。

中学校や他の所属の防寒着は、緊急時に本校以外に連絡がいてしまうことがあるので禁止とする。

・制服の加工は禁止する。サイズ調整等を行う場合は、必ず生徒指導部に申し出ること。

2 履物

- (1) 通学時の履物は、運動靴または黒・茶色の革靴で華美でないものとする。なお、雨天時はレインシューズの使用を認める。
- (2) 校舎内では本校指定の学年色スリッパを使用する。

3 通学用かばん

高校生としてふさわしいものを使用する。(通学用かばんとしてふさわしくないと指導された場合は、速やかに変更する。)

4 髪型

清潔感のある髪型(前髪は目にかからない、ピンやヘアゴムは髪色に近い色の装飾のないものを使用する。髪を結ぶ際には、耳より後ろでまとめること。)

5 ベルト

ズボン着用時はベルトを使用する。(華美でないものを着用する。)スカート着用時はベルトを禁止する。

6 禁止されている事項(やむを得ない理由で以下の行為を行う場合は必ず担任に事前に相談すること)

- (1) 容姿についての特別な技巧を用いた行為

『特別な技巧の例』

(ア) パーマ、カール、染色、脱色、整髪料の使用、ヘアーバンド、エクステンション等

(イ) 化粧やまつ毛パーマ等の美容行為またそれに準ずる行為、ピアス、アイプチ、カラーコンタクト(黒色含む)等

- (2) 制服についての加工等

『加工等の例』

(ア) スカートのカット、スカートのウエスト部分の巻き上げ等

(イ) タートルネックやパーカーなど制服からはみ出したインナーの使用等

※スカートの長さ調整は、学校を通して依頼することで行えません。

7 異装

やむを得ない理由があつて異装を希望するときは、生徒指導部の許可を得る。

(職員室で異装許可証を発行してもらう。)